県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

番号1

該当箇所

第１章　プランの基本的な事項

４　障害のある人の定義【３ページ】

　障害者基本法において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、社会的障壁については、障害者の権利に関する条約の考え方を取り入れ、「障害がある者にとって日常生活、または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義します。（後略）

意見の内容

障害者に対する誤った認識こそ変えていく必要があるため、下記文中の「観念」を「概念」に修正。

※観念：ある物事に対する考えやイメージという意味

　概念：ある物事に対する普遍的で変わらない認識や定義、共通する性質のこと

意見に対する県の考え方（対応方針）

【反映困難】

　本文に記載している社会的障壁の定義については、障害者の権利に関する条約のものと同一としており、同条約において該当箇所の変更等が行われていないことから、引き続き「観念」とさせていただきます。

番号2

該当箇所

第１章　プランの基本的な事項

４　障害のある人の定義【３ページ】

（前略）こうしたことから、このプランにおける障害のある人には、障害に係る各種手帳を所持しているだけではなく、機能的な障害に伴う社会的障壁により継続的に日常生活、又は社会生活に相当の制限を受けている状態にある人、障害福祉サービスにつながっていない人、一人暮らしのために支援が届きにくい人等も含むこととします。（後略）

意見の内容

　文中の「一人暮らしのために支援が届きにくい人等」を「一人暮らし等のために支援が現に届かないか、又は届きにくい人」に修正。

意見に対する県の考え方（対応方針）

【反映困難】

　既存の「一人暮らしのために支援が届きにくい人等」については「等」という表記により対象を幅広く捉えており、御指摘いただいている「一人暮らし等のために支援が現に届かないか、又は届きにくい人」についても当然これに含まれることから、修正の必要はないものと考えます。

番号3

該当箇所

第２章　プランの基本的な考え方

２　プランを貫く基本的視点

（５）重度障害者及びその家族に対する支援体制の充実【10ページ】

（前略）また、地域移行先となる共同生活援助について、重度の障害のある人の受入れが可能な事業所は、設備の充実、支援者の専門性の確保や医療職等の配置などが必要です。介助が必要な時間帯や日中の職員を多く配置する必要があり、重度障害者が利用できるようにするための施設・設備の整備、専門性の高い支援人材の確保・育成について包括的な取組を検討していくことが重要です。（後略）

意見の内容

　しっかりと取り組みを検討するためには、検討機関の設置が必要である。

意見に対する県の考え方（対応方針）

【その他】

　協議・検討を行う機関として、医療的ケア児等支援検討会議（保健・福祉部会含む）、自立支援協議会などがあるため、新たな検討機関については必要性から検討させていただきます。

番号4

該当箇所

第４章　分野別の施策の展開

３　施策展開の体制【27ページ】

意見の内容

　「県」及び「市町村」の欄に、「民間の障害者団体の主体性・自主性に留意しつつ適切なサポートの提供」を追加する。

意見に対する県の考え方（対応方針）

【修正加筆等意見反映】

　御指摘いただいたとおり、文言の加筆を行います。

番号5

該当箇所

第４章　分野別の施策の展開

７　施策の展開

（１）誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

④ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

④-a　障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進【43ページ】

意見の内容

　合理的配慮が民間も義務とされたが、具体的な対応については曖昧な部分が多く、事例の積み重ねが重要となる。そのため、障害福祉への合理的配慮に関する評価機関を設置する必要がある。

意見に対する県の考え方（対応方針）

【その他】

　障害者差別解消法の改正に伴い、今後、事業者等が参考にできる事例の重要性が一層高まることが見込まれるため、事例の積み重ねは重要であることから、引き続き情報収集を行って参ります。

　障害の種類は多様で程度も様々であり、また、事業者の状況も様々であることから、事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる合理的配慮の提供等は異なることがあり、個別の事案ごと柔軟な対応が求められます。今後も山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を活用しながら、事例の研究を重ねて参ります。

番号6

該当箇所

第４章　分野別の施策の展開

７　施策の展開

（１）誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

④ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上

④-a　障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進【44ページ】

42． 鉄道事業者が行う駅のエレベーター設置や、身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバスなどの導入に対して助成します。〔交通政策課〕

意見の内容

　「路線バス事業者が行うノンステップバスなどの導入」を「路線バス事業者が行う車椅子が乗車可能なノンステップバスなどの導入」に修正。

意見に対する県の考え方（対応方針）

【修正加筆等意見反映】

　車椅子の方がノンステップバスの乗車する際には、スロープ又はリフトがなければ、スムーズに乗降することが難しくなっております。

　このことから、県のノンステップバス導入補助の要件にはスロープ又はリフト付きであるとしております。

　つきましては、「路線バス事業者が行う車椅子が乗車可能なノンステップバス（スロープ又はリフト付き）などの導入」に文言を修正させていただきたいと思います。